

障がいを理由とする差別解消の推進について

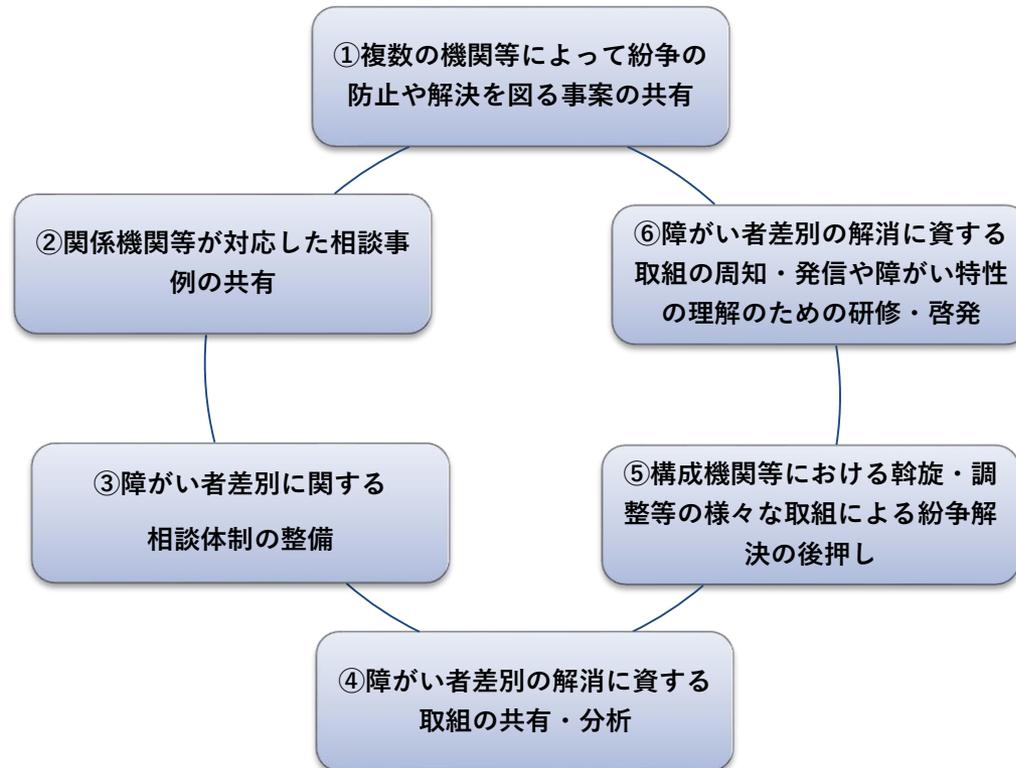
燕市障がい者自立支援協議会
全体会議

1 燕市障がい者自立支援協議会の役割

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第17条において、国と地方公共団体の機関は地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができることとされています。

燕市では、障害者差別解消支援地域協議会の役割を障がい者自立支援協議会が担うことになっています。

《障害者差別解消支援地域協議会の役割》



2 法改正

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1)基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2)国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3)地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)

3 令和3年度 障がい者差別解消に係る相談対応状況

【新潟県・内閣府が実施する相談状況調査】より

県警や県教育委員会、各市町村の窓口等に寄せられた相談の合計です。

年度	分類	燕市			県全体 ※燕市含む
		件数	相談種別	障害種別	
R2年度	行政機関等	3件	①環境の整備 ②合理的配慮の不提供 ③差別	①身体障がい ②身体障がい ③精神障がい	15件 (差別6件) (合理的配慮の不提供9件)
	事業者	0件	—	—	13件 (差別8件) (合理的配慮の不提供5件)
R3年度 ※R3年12月31日時点	行政機関等	0件	—	—	12件 (差別6件) (合理的配慮の不提供6件)
	事業者	1件	①差別	—	12件 (差別4件) (合理的配慮の不提供9件)

詳細は、資料4-2「燕市における障がい者差別解消に係る相談事例」参照

詳細は、4-3「障害者の差別に関する事例R1,2」参照

4 令和3年度の取組(1) ～市職員への研修～

総務部総務課人事係による研修会開催

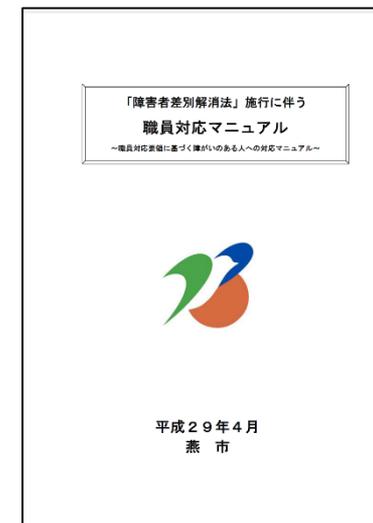
≪行政実務基礎研修(新採用職員向け)≫

- 実施日:6月17日(木)
- 対象者:燕市職員(R3年4月1日採用)
- 参加数:22人
- 内 容:研修カリキュラムの一つとして、『障害者差別解消法』及び『職員対応要領及び対応マニュアル』について説明。

※研修会の資料は、掲示板にて全職員に周知。



≪職員対応マニュアル≫



4 令和3年度の取組(2) ~ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発~

●配布場所

- ①燕市社会福祉協議会(法人本部、燕支所、分水支所)
- ②児童研修館・こどもの森
- ③燕市役所



●配布状況(累計数)

燕市	令和3年12月末時点
ヘルプマーク (ストラップ)	347
ヘルプカード	293

県全体 ※燕市含む	令和3年12月末時点
ヘルプマーク (ストラップ)	5,697
ヘルプカード	4,662



燕市では、令和元年8月から配布開始。
燕市の配布数は、県内で4番目になります。



4 令和3年度の取組(3) ～こころの健康講座の開催～

自殺対策及び障がいの普及啓発(主に精神疾患)を目的とし、市民向けの講座を燕市保健センターと3回開催。

※H29年からは、燕商工会議所が共催し、主に市内企業への周知に協力いただく。

日時	内容	講師	場所	参加人数
【第1回】 10月26日(火) 午後2時～4時	「感情の調節(コントロール)が苦手な人たちへの支援」 ～パーソナリティー障害から考える～	南浜病院 中川 甚一郎 臨床心理士	燕市中央公民館 3階中ホール	26人
【第2回】 11月20日(土) 午後2時～4時	「こころの病を持つ方の家族のメンタルヘルス」	新潟医療福祉大学 原口 彩子先生	つばめホール (燕市役所)	40人
【第3回】 12月2日(木) 午後2時～3時30分	「ウィズコロナ時代におけるこころの保ち方」 ※オンラインでの開催	石橋クリニック 院長 石橋 幸滋先生	燕市中央公民館 3階中ホール	14名

会場の様子
【第2回】「こころの病を持つ方の家族のメンタルヘルス」



チラシ

令和3年度市民保健講座

こころの健康講座

「ストレス社会」と言われる現代、私たちが取り巻く様々な環境・社会情勢の
変化等によっても、こころや身体は様々な影響を受けます。
『ストレスとの付き合い方』や『こころの健康を守るための大切なこと』につ
いて考えてみませんか？

都合の良い日
だけのお参加
OKです！！

あなたのお困
りを見守りし
ています！！

開催日時	時間	講座内容	講師	会場
10月26日 (火)	午後2時～4時 受付 午後1時30分～	「感情の調節が苦手な 人たちへの支援」 ～パーソナリティー障害から 考える～	南浜病院 中川 甚一郎 臨床心理士	燕市 中央公民館 3階中ホール
11月20日 (土)	午後2時～4時 受付 午後1時30分～	「こころの病を持つ方の 家族のメンタルヘルス」	新潟医療福祉大学 原口 彩子先生	つばめホール (燕市役所)
12月2日 (木)	午後2時～3時30分 受付 午後1時30分～	「ウィズコロナ時代に おつきあうための保ち方」 ※オンラインでの開催 パソコンが苦手な方も参加 可能です。	石橋クリニック 院長 石橋 幸滋先生	燕市 中央公民館 3階中ホール

★定員：各回30名(定員になり次第締め切ります)

※申込み：**必要**
※お申し込み・お申し込みをご希望の方は、申込み締切にお戻しください
各開催日の1週間前までに、燕市保健センターへご連絡ください

※コロナウイルス感染拡大状況により中止する場合があります
ありますので、ご了承ください
参加される方は、講座の感染防止についてのお断りを見入られ、
当日ご参加下さい。

申込み先： 燕市 保健センター
〒950-8501 燕市保健センター

お問い合わせ先
燕市保健センター
☎0256-93-5461

4 令和3年度の取組(4) ～つばめバリアフリーフェス開催①～

毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」に合わせて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がい者施設間の交流や新たな連携を育み活動の活性化へ繋げるため、「つばめバリアフリーフェス2021(つばめバリアフリーフェス)」を開催。

つばめバリアフリーフェスでは、「障がい者施設の活動紹介や製品販売」を行うほか、人々に勇気や感動を与えた東京2020パラリンピックで車いすバスケットボール女子日本代表として活躍された「北田千尋」氏を講師に迎え、「こころのバリアフリー講演会」を同時開催した。

内容①：障がい者施設の活動紹介・製品販売

- 1.日 時:12月9日(木)～12月11日(土)午前8時30分～午後5時15分
- 2.場 所:燕市役所 1階つばめホール
- 3.内 容:障がい者施設の活動紹介コーナーと製品販売コーナーを設置
※来場者アンケートにご協力いただいた人にプレゼントあり(各日で100個限定)。
- 4.参加事業所数:13か所
- 5.来場者数:583人(内訳) 9日(木)186人、10日(金) 199人、11日(土)198人



チラシ



会場の様子



きららんも登場



4 令和3年度の取組(4) ～つばめバリアフリーフェス開催②～

内容②: オンラインによる「こころのバリアフリー講演会」

1. 日時: 12月11日(土)午後1時30分～午後3時(受付:午後1時から)
2. 会場: 燕市役所 1階会議室101・102・103(手話通訳・要約筆記あり)
※会場でのオンラインによる講演のほか、個人のPCからオンラインによる参加も可
3. 演題: 「ともに生きる～パラスポーツを通じて多様性を考える～」
4. 講師: 北田(きただ) 千尋(ちひろ) 氏(車いすバスケットプレーヤー)
5. 人数: 57人 (内訳) 来場45人、オンライン参加12人
6. 備考: 講師の北田さんには、おもてなしカトラリーを贈呈しています。
7. 主催: 燕市、燕市社会福祉協議会

※こころのバリアフリーとは？
障がいのある人などが安心して日常生活や社会生活が出来るようにするため、施設整備(ハード面)だけでなく、障がいのある人の困難を自らの問題として認識し、こころのバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

チラシ



会場の様子



おもてなしカトラリー

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がい者施設間の交流や新たな連携を育み活動の活性化へ繋がる機会となった。

5 今後の取組

市民・企業等への 普及啓発

- ところのバリアフリーに向け、関係機関と連携して普及啓発に努めていきます。
- 障がい特性の理解を目的とした市民向けの講座を開催します。

相談者に寄り添った 相談対応

- 関係部署と連携し、相談者に寄り添った対応を心がけていきます。
- 新潟県の事例集などを参考にし、柔軟な対応を行っていきます。

自立支援協議会を 活用した協議の継続

- 寄せられた相談を自立支援協議会に報告します。
- 自立支援協議会で、燕市で必要とされる取組等について協議します(年1回を目安)。